

一般社団法人公務員研修協会 会員規約

本規約は、一般社団法人公務員研修協会（以下当法人とする）の会員制度について定めるものとする。

第1章 総則

第1条 目的

当法人は、公務員に対する研修に関する事業を行い、公務員の意欲及び能力の向上を通じて、行政の適正かつ能率的な運営に寄与することを目的とする。

第2条 事業

当法人の目的に資するため、次の事業を行う。

- (1) 公務員（元公務員を含む）研修講師の育成
- (2) 公務員（元公務員を含む）研修講師の派遣
- (3) 研修の企画
- (4) 研修の開催及び運営
- (5) 研修教材の開発及び発行
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3条 会員

当法人の会員とは、当法人の目的に賛同して、別途規程で定める手続きを行い、代表理事に承認された個人、法人又は団体であり、次の3種とする。なお、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- (1) 正会員 正会員となることを希望する一般会員のうち代表理事が認める者で、自らの専門性を活かし当法人の事業に積極的に協力する個人
- (2) 一般会員 当法人が行う研修等に参加する個人
- (3) 賛助会員 当法人の運営に協力する個人、法人又は団体

2 正会員及び一般会員は別途規程で定めるところにより、認定講師となることができる。

第2章 入会及び退会

第4条 入会

当法人の目的に賛同し、入会した者を会員とする。会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

第5条 会員の入会承認の手続き

入会申込み受付け後、代表理事の承認及び入会金（初年度の会費を含む）の入金の確認をもって会員となる。理事会は、入会申込者が、以下の項目の一つにでも該当する場合は、入会の承認をしない場合がある。

- (1) 当法人の趣旨に賛同していないと判断した場合
- (2) 過去に規約違反等により、会員資格の取消しが行われていることが判明した場合
- (3) 入会申込書の記載内容に虚偽の記載があったことが判明した場合

(4) 会員になろうとするものの事業または商品が法令に違反している場合、もしくは著しく社会規範に反する場合、または、その恐れがあると判断したとき。

(5) その他、会員とすることを不適当と判断した場合。

第6条 会費

入会費及び会費は、次に定めるとおりとする。

(1) 入会費 5,000円(ただし、研修等の参加時に入会する場合等は別途定めることができる)

(2) 会費

① 正会員 年会費 36,000円

② 一般会員 年会費 12,000円

③ 賛助会員 個人：年会費 60,000円、法人又は団体：年会費 100,000円

2 会費は年会費制とし、一括で振り込むものとする。

3 入会初年度の会費は月割りとし、入会日の属する月からその年の12月分までとする

4 会員が既に納めた会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

5 当法人は、会員への事前の告知をもって、入会金・会費を変更することができるものとする。

第7条 会員資格の有効期間

会員資格の有効期間は1事業年度とする。ただし、入会初年度については、入会日から、その年の事業年度の期間内とし、以後については、第10条による退会の申し出、または第11条による除名若しくは第12条による会員資格の喪失がない限り、自動的に1年ごとに更新されるものとする。

第8条 退会

退会しようとする会員は、退会の30日前までに、当法人所定の様式による届け出をしなければならない。

2 会員は次のいずれかの一つに該当するときは、退会したものと見なす。

(1) 後見開始または補佐開始の審判を受けたとき

(2) 死亡または失踪宣告を受けたとき

(3) 法人又は団体が解散、破産したとき

第9条 除名

当法人の会員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は会員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第49条第2項に定める社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

第10条 会員の資格喪失

会員は、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき

(2) 除名されたとき

(3) 総社員の同意があったとき。

- (4) 正当な理由なく、1年以上会費を滞納したとき
- (5) 会員が、上記該時点で発生している会費その他の債務等、当法人に対して負担する債務は、会員資格喪失後も、その債務が履行されるまで消滅しない。債務については、その一切を一括して履行するものとする。会員が上記資格喪失事項に該当することで当法人が損害を被った場合、当法人は会員に対して損害賠償を請求することができるものとする。

第11条 会員名簿

当法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

第12条 変更の届出

会員は、登録した会員情報に変更が生じた場合は、遅滞なく当法人所定の様式で当法人に変更の届出をするものとする。前項の届出がなかったことで会員が不利益を被った場合であっても、当法人は一切その責任を負わない。

第3章 権利及び義務

第13条 会員の権利

会員の権利は、次に定めるとおりとする。

- (1) 当法人が提供するサービス（研修等）を無償又は特別価格で受けることができる権利
- (2) 当法人の会員であること（講師と認められた者は講師であること）を自らに関連する事業についての広告、パンフレット、名刺等において示すことができる権利

第14条 会員の義務

会員は、次の義務を負う。

- (1) 当会員規約並びにその他規程に従うこと
- (2) 当法人が定める会費等を納入すること
- (3) 会費の登録事項に変更が生じたときは、当協会に連絡すること

第4章 規約の追加又は変更

第15条 規約の追加又は変更

本規約に定めのない事項で必要なものについては、その都度、社員総会の決議により、本規約の全部又は一部を変更する。

第5章 免責及び損害賠償

第16条 免責及び損害賠償

戦争・テロ・暴動・労働争議・地震・噴火・洪水・津波・火災・停電・コンピュータのトラブル・通信回線のトラブル・システムの保守点検・更新等によりやむを得ず会員サービスを変更、中止又は一時停止せざるを得なかった場合、当法人は一切責任を負わないものとする。

- 2 会員は、当法人の活動に関連して取得した資料、情報等について、自らの判断によりその利用の採否・方法等を決定するものとし、これらに起因して会員又は第三者が損害を被った場合であっても、当法人は一切責任を負わないものとする。

- 3 会員間で紛争が発生した場合には、当該会員間で処理するものとし、当法人は一切責任を負わないものとする。
- 4 会員と第三者との間で紛争が発生した場合には、紛争当事者である当該会員は、自己の費用と責任において、これを解決するものとする。
- 5 本規約に違反した会員に対し、当法人は告知なしにサービスの利用停止、会員資格の取消し等の措置をとることがあるが、それによって生じたいかなる損害に対しても一切責任を負わないものとする。
- 6 万が一、当法人が会員に対して損害賠償責任を負う場合であっても、その原因の如何にかかわらず、当法人は、間接損害、特別損害、逸失利益並びに第三者からの請求及び軽過失に基づく損害について、予見の有無にかかわらず、当法人が負う責任は会員が支払う会費を上限とする。
- 7 会員が退会又は会員資格の取消し等により会員資格を喪失した後も、本条の規定は継続して当該会員に対して効力を有するものとする。

第6章 個人情報の保護

第17条 個人情報の保護

当法人は、自身が定める個人情報保護規程に基づき会員の個人情報を管理し、その保護に万全を期すものとする。

附則

本規約は、令和5年6月5日より適用する。